

道路の 位置の指定 **事前相談調書** 変更

年 月 日提出

相談敷地	区			
申請者	住所			
	氏名		電話	( )
代理人	住所			
	氏名		電話	( )
用途地域		建ぺい率	%	容積率 % 宅地面積 m <sup>2</sup>
その他の地域地区	<input type="checkbox"/> 宅地造成等規制区域 <input type="checkbox"/> 風致地区(第 種) <input type="checkbox"/> 生産緑地 <input type="checkbox"/> 眺望景観保全地区( 区域)			
	<input type="checkbox"/> ( ) 美観地区 <input type="checkbox"/> ( ) 美観形成地区 <input type="checkbox"/> ( ) 建造物修景地区			

○ 添付書類

- 1 委任状
- 2 付近見取図 (最寄りの交差点の角等から位置指定道路の中心線までの距離 (実測), 縮尺, 方位, 目標となる地物を記入。土地利用区域を朱線で囲む。)
- 3 道路配置図 (道路の後退線の明示方法記入。幅員, 延長, すみ切り寸法記入。土地利用の計画図及び官有地の明示記入。接続先の道路種別記入。土地利用区域を朱線で囲む。)
- 4 すみ切り詳細図 (排水方向記入。すみ切り寸法記入。)
- 5 道路断面図 (舗装方法記入。レベル差がある場合は敷地断面図も記入。)
- 6 道路斜線検討図 (道路に接する土地に建築物がある場合は検討が必要です。)
- 7 建ぺい率及び容積率検討図 (計画道路により, 既存建物の敷地面積が減少する場合は検討が必要です。)
- 8 擁壁構造図及び構造計算書 (擁壁を築造する場合に必要となります。また, 既存の擁壁がある場合は擁壁の安全性が確認できる資料の添付が必要です。)
- 9 現況写真 (予定地及び周囲の状況。現地の状況が分かるように複数方向から撮影し, 撮影の位置, 方向を示す図書を添付。土地利用区域を朱線で囲む。)
- 10 公図 (町名, 方位, 転写場所, 転写日 (転写日 3 箇月以内), 転写人及び代理人 (記名押印), 当該地及び隣接地の所有者名を記入。土地利用区域を朱線で囲む。道路部分は点線及び斜線で記入。仮換地の指定がされた区域は, 仮換地指定図とする。)
- 11 土地登記簿全部事項証明書 (事前相談調書提出日前 3 箇月以内の原本。隣接地については, 登記事項要約書で可。同一人が一団の土地を所有し, その一部の開発を行う場合は, 開発地は土地登記簿全部事項証明書, 残地部及びその隣接地は登記事項要約書を提出。)
- 12 建物登記簿又は 3 年以上建物が存在していることが証明できるもの (幅員及びすみ切りの緩和規定を利用する場合のみ必要になります。)
- 13 求積図
- 14 地積測量図
- 15 官地等境界確定図等 (道路区域明示図など)
- 16 その他の資料で本市が必要と判断するもの

注 1) 図面には作成者の記名押印が必要です。

注 2) 必要部数については建築指導課が別途指示します。

注 3) 土地区画整理事業区域内で保留地を取得された場合, 保留地売渡し証明書が必要となります。